

青森県報

第六百六十三号

令和五年
九月十九日
(火曜日)

目次

告示

○証紙売りさばき人の住所の変更……………(会計管理課) ……一

公告

○高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等措置に関する公

告……………(環境保全課) ……一

○右 同……………(同) ……二

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……三

出先機関

○土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(東青地域
県民局) ……四

告示

青森県告示第五百六十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年九月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

公告

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等措置に関する公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号。以下「法」という。)第十三条第一項第二号に規定する処分等措置を命ずべき者を確知することができないので、同項後段の規定により次のとおり公告する。

令和五年九月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 処分等措置を講ずべき者
次に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「本件廃棄物」という。)の保管事業者(法第二条第五項に規定する保管事業者をいう。)

保管の場所	種類	型式等		量	
		製造者名	型式	製造年月	(台数) (総重量 (キログラム))
十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋四八六	蛍光灯用安定器	東京芝浦電気株式会社	FBF-2140-15A	昭和四二年九月	二 六・二
				昭和四三年七月	二 六・二

区分	住所	氏名	変更年月日
変更前	青森市大字三内字沢部四一の一の二	城戸 隆秀	令和三・三・二五
変更後	青森市大字三内字沢部四一の一の三		

二 講ずべき処分等措置の内容

1 本件廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の規定に従い、適正に処分を委託すること。

2 1の処分の委託に当たっては、必要に応じて本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、適正に本件廃棄物を運搬し、又はその運搬を委託すること。

3 1の処分の委託に当たり、本件廃棄物の処分の方法の検討のために詳細な性状の把握が必要となる場合には、当該処分の委託に先立って詳細な性状の分析を行うこと。

三 処分等措置を講ずべき期限

令和五年十月十九日

四 青森県知事による代執行

一の者が二の処分等措置を三の期限までに講じないときは、青森県知事が当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用をその者から徴収することができる。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等措置に関する公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号。以下「法」という。）第十三条第一項第二号に規定する処分等措置を命ずべき者を確知することができないので、同項後段の規定により次のとおり公告する。

令和五年九月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 処分等措置を講ずべき者

次に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「本件廃棄物」という。）の保管事業者（法第二条第五項に規定する保管事業者をいう。）

二 講ずべき処分等措置の内容

1 本件廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の規定に従い、適正に処分を委託すること。

2 1の処分の委託に当たっては、必要に応じて本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、適正に本件廃棄物を運搬し、又はその運搬を委託すること。

3 1の処分の委託に当たり、本件廃棄物の処分の方法の検討のために詳細な性状の把握が必要となる場合には、当該処分の委託に先立って詳細な性状の分析を行うこと。

三 処分等措置を講ずべき期限

保管の場所	種類	型式等		量	備考
		定格容量 (マ イ ク ラ ド)	製造者名		
弘前市 大字十 面沢字 浜妻ノ 神五四 の二	コン デン サー (三 キロ グラ ム未 満)	五〇	富士 電機 製造 株式 会社	不明	昭和 三二 年四 月
		一〇	松下 電器 株式 会社	A F	昭和 三四 年七 月
		〇			
					一
					二・三三
					二・九七
					当該コンデンサーに封入された絶縁油に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合を分析するために採取した絶縁油及びその保管容器を含む。

令和五年十月十九日

四 青森県知事による代執行

一の者が二の処分等措置を三の期限までに講じないときは、青森県知事が当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用をその者から徴収することができる。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 物品等の名称及び数量

- 1 凍結防止剤散布車（三トン級、二・五立方メートル級） 二台
- 2 除雪グレーダ（四・〇メートル級） 二台
- 3 除雪グレーダ（三・七メートル級） 一台
- 4 小形除雪車（一・〇メートル級） 一台
- 5 小形除雪車（一・〇メートル級） 一台
- 6 路面清掃車（真空式） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年七月二十六日

五 落札者の名称及び住所

一の1及び4について
株式会社NICHIJO
北海道札幌市手稲区曙五条五丁目一の一〇

一の2及び3について

コマツカスタマーサポート株式会社

東京都港区白金一丁目一七の三

一の5について

株式会社青工

青森市新田三丁目一の一の八

一の6について

英和株式会社

大阪府大阪市西区北堀江四丁目一の七

六 落札金額

- 一の1について 四千五百十万円
- 一の2について 七千三百七十万円
- 一の3について 三千六百五十二万円
- 一の4について 千二百九十八万円
- 一の5について 千二百八十七万円
- 一の6について 三千四百六十五万円

七 落札者を決定した手続

一の1から4について
入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

一の5及び6について

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年六月十二日

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、青森第二北部土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第九条第一項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に東青地域県民局長に異議を申し出ることができる。

令和五年九月十九日

東青地域県民局長 宇 野 武

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年九月二十日から同年十月十八日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭